

接続約款変更届出書

令和6年12月26日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 K D D I 株式会社

代表取締役社長 CEO 高橋 誠

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和7年1月6日
------	----------

接続約款変更届出書



令和6年12月26日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な は し まつやまいつちようめ ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

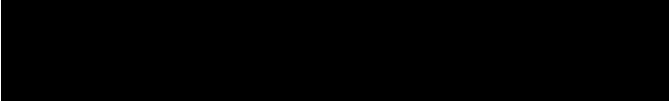
氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 みやぐら やすあき
宮倉 康彰

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和7年1月6日
------	----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新					旧				
料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 (略) 2 料金額 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 2 料金額 2-1 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)					料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 (略) 2 料金額 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 2 料金額 2-1 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額
		(削除)	(削除)	(削除)			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	131,067円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	月額
2-1の2 LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)					2-1の2 LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額
		(削除)	(削除)	(削除)			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	131,067円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	月額

新					旧				
2－1の3　5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）					2－1の3　5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）				
区　　分	適用対象期間	単　　位	料　金　額	備考	区　　分	適用対象期間	単　　位	料　金　額	備考
5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>159,114円</u>	<u>月額</u>
		<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>			<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>15,911円</u>	<u>月額</u>
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>122,023円</u>	月額		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>131,067円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>12,202円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>13,106円</u>	月額
2－2　直収パケット接続回線管理機能					2－2　直収パケット接続回線管理機能				
区　　分	適用対象期間	単　　位	料　金　額	備考	区　　分	適用対象期間	単　　位	料　金　額	備考
直収パケット接続回線管理機能	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	直収パケット接続回線管理機能	<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>74円</u>	<u>月額</u>
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>70円</u>	月額			1契約者回線ごとに	<u>77円</u>	月額
(略)					(略)				
附則（令和6年12月26日KDDI相接S 0050号及びOCT技 24-140号） <u>（実施時期）</u> <u>1　この改正規定は令和7年1月6日から実施します。</u>									